

## 門真市農業委員会定例総会議事録

1 日 時 令和3年1月12日（火）午前10時00分～午前11時00分

2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室

3 議 長 寺内 隆史

4 署名委員

2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員

5 出席委員（8名）

1番：浅田 幸次 委員 2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員

4番：巽 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員 6番：寺内 隆史 委員

7番：中野 利佑 委員 9番：橋中 信廣 委員

6 職務のため出席した者

局長：大倉 善充

局次長：清水 義之

係員：坂川 裕磨

7 議案・報告等

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署名 】

議長

寺内隆史

---

署名委員

岩田隆行

---

署名委員

木原早智子

---

令和3年1月12日（火）午前10時00分～午前11時00分

## 農業委員会議事録

会長	<p>ただ今から令和3年第1回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>本日の委員会は、8名中8名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。</p> <p>本日の議事録の署名委員でございますが、 2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員 にお願いすることと致します。 それでは、本日の議事に移ります。</p>
会長	<p>報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件」についてです。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。</p> <p>届出内容については、ご郵送させていただいております報告第1号の報告書をご覧ください。 場所及び土地の状況につきましては添付資料にて地図及び写真をご覧ください。 地図は色塗りさせていただいていますが、小さい土地ですので、この地図で言うと左の上部になります。 こちらの報告については以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【質問なし】</p>
会長	<p>質問がないようですので、次に移ります。</p> <p>報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件」についてです。こちらが本日最後の議題となりますので、それでは事務局説明願います。</p>

事務局	<p>本件は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにするために権利移動を行う届出があったことにつきまして、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。</p> <p>届出内容については、報告第2号の議案書をご覧ください。本日は番号2までございます。</p> <p>場所及び土地の状況については別冊の添付資料の中の報告第2号の地図・写真をご覧ください。以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。</p>
事務局	<p>補足ですが、報告番号1番については、農地パトロールで荒れているということで、文章を送付させていただいたところ。通知後に転用しますということで転用の届け出が出てきたものになります。適正に届出を受理して、これを長屋住宅にされるというふうに聞いています。</p>
浅田委員	<p>浅田ですけど、基本的なことで申し訳ないですけど、今回、農地の市街化区域の転用の許可ではなくて届出。この届出を審議するにおいて、届出を却下するというたらおかしいですけど、そういう条件とかは何かあるんですか。</p> <p>届出が出てオーケーというのは分かるんですけど、この届出が結局だめやという風な条件は何かあるんですか。</p>
事務局	<p>本日皆さまを招集させていただいたのは、当初市街化調整区域内での転用の申請があったためですが、それは審議いただいて、許可とか不許可とか決めるものなんですけど、今報告させていただいたのは、いずれも市街化区域内の農地でございます、要件を満たしていたら、特に審議すること無く許可というか受理しないといけないものです。</p> <p>ただ、報告内容と違うものを建てているとか、法令違反をしているとかでしたら、我々行政から指導をさせていただくことになるかと思えます。また、3ヶ月後に長屋住宅を建てますよとか言っているにもかかわらず、1年2年放置されていて、何も触っていないとかでしたら指導対象になります。</p> <p>今までそういう事例はないので、特に指導した経歴はないんで</p>

事務局	すけども、一応転用が出た土地については随時、事務局が履行確認ということで現地調査を実施して適正になっているか、確認をしています。
浅田委員	基本的には届出は受理するということになっている。 その後に届出通りにきちっと使用されているかどうかを行政が確認するという流れでよろしいですね。
事務局	そうですね。また、農業委員の皆さまにも農地が農地外になるということは知っていただきたいという案件になりますので、こういう場をお借りしてご報告をさせていただいている次第です。 通常こういうコロナ禍において報告案件だけでしたら、お呼びしないということもありますが、先月も実施していませんし、今回は開催させていただいています。 また、総会後に報告事項が何点かありますので、それをこれからさせて頂きたいと思っています。以上です。
会長	他に質問はよろしいですかね。 質問がないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。